

*ご使用前に必ずお読みください

レンタルいただきましたソフトウェア製品(ソフトウェアの複製物をいいます。以下「本ソフトウェア製品」という)をご使用いただくためには、下記記載の「ソフトウェア使用許諾条項」の全てにご同意いただく必要があります。「本ソフトウェア製品」を構成するコンピュータ・プログラム(以下「プログラム」という)のコンピュータ等へのインストール前に下記記載の「ソフトウェア使用許諾条項」を十分にお読みください。

ソフトウェア使用許諾条項

本ソフトウェア使用許諾条項は、お客様とオプロとの間の、「本ソフトウェア製品」の使用許諾に関する全ての関係に適用されます(以下「本契約」という)。

第1条(定義)

本契約において、次の用語はそれぞれ次の意義を有するものとします。

- 1) 「ソフトウェア」とは「プログラム」と「関連資料」をいい、「オプロ・プロダクト・サポート・サービス提供約款」に基づき提供される「補修訂正版」および「バージョンアップ版」を含むものとします。
- 2) 「関連資料」とは「プログラム」の使用に関連して提供されるユーザーマニュアルをいい、電子的形式で提供されます。
- 3) 「セッション同時アクセスライセンス数」とは、ログインを行わずに「プログラム」にアクセスして使用できる端末ユーザー数をいいます。
- 4) 「ユーザー同時アクセスライセンス数」とは、ログインして「プログラム」にアクセスして使用できる端末ユーザー数をいいます。

第2条(使用許諾)

1. オプロは、お客様に対し、本契約に従い、「プログラム」を「本ソフトウェア製品」のパッケージに記載のサーバーライセンス数(以下「指定CPU数」という)の機械にインストールし、同パッケージ記載の「セッション同時アクセスライセンス数」および「ユーザー同時アクセスライセンス数」に従い、レンタル期間中、日本国内で、お客様がその顧客(以下「顧客」といいます)にインターネットを通じて提供するサービス(以下「顧客サービス」といいます)に使用することのできる、譲渡不能の、非独占的ライセンスを許諾します。
2. お客様は、バックアップ目的の場合「ソフトウェア」を記憶媒体に一部のみ複製することができます。かかる場合、全ての複製物には「ソフトウェア」に表示されているのと同じ著作権表示を付すものとします。なお、バックアップのために別のシステム上に実際の運用環境と同一の環境を構築する場合かかる複製は許されず、別途ライセンスが必要となります。
3. お客様は、以下の条件の下に、「顧客サービス」において、「顧客」に、インターネットを通じて、「プログラム」を使用させることができます。
 - 1) 「プログラム」の著作権その他の知的財産権はオプロが有することを明記すること
 - 2) 「顧客」に非独占的な使用以外の権利を許諾するものではないこと
 - 3) 「プログラム」を逆コンパイル若しくは逆アセンブルし、又はその他の方法でリバースエンジニアリングをしてはならないこと
 - 4) 「顧客」は、「ソフトウェア」に表示されている著作権表示、商標表示、その他の財産権表示を改変または除去してはならないこと
 - 5) お客様は「顧客」に対して黙示的保証、あるいは特別な目的のための商品価値や適合性を含む、すべての明示または黙示の保証責任を負わないこと
 - 6) お客様は「プログラム」に含まれる機能が「顧客」の要求を満たす事、または「プログラム」の実行が中断されない事、もしくはその実行に誤りのない事を保証しないこと
 - 7) 「顧客」の逸失利益や特別な事情から生じた損害(たとえお客様がかかる損害の発生につき予見し、または予見しえた場合を含みます)及び第三者から「顧客」に対してなされた損害賠償請求にもとづく損害について、お客様はその責任を負わないこと

第3条(制限事項)

1. お客様は、いかなる形式であれ、本契約で許諾されている場合を除き、オプロの事前の承諾なく、次の行為を行うことはできません。
 - 1) 「プログラム」を「指定CPU数」を超えて機械にインストールすることその他本契約にて許諾された範囲を越えて「ソフトウェア」の全部又は一部を複製もしくは使用すること
 - 2) 「プログラム」のアクセス管理技術の回避行為を行うこと
 - 3) 「ソフトウェア」の全部又は一部を公衆送信し、または電気通信回線等を通じて他に送信すること
 - 4) 「プログラム」を逆コンパイルもしくは逆アセンブルし、またはリバースエンジニアリングすること

「ソフトウェア使用許諾条項」にご同意いただけないお客様は、「本ソフトウェア製品」を注文いただいた販売店に、2週間以内にご返却ください。また、「プログラム」をインストールされたお客様は、「ソフトウェア使用許諾条項」に同意されたものと見なされます。本使用許諾契約書は、お客様が日本オプロ株式会社(以下「オプロ」という)から「本ソフトウェア製品」の使用許諾を受けたことの証明書となりますので、お客様にて保管いただきますようお願いいたします。

2. お客様は、本契約で許諾されている場合を除き、オプロの事前の書面による承諾のない限り、本契約に基づく使用权を第三者に再許諾もしくは譲渡し、または「ソフトウェア」の複製物を第三者に譲渡、転貸する等、その占有の移転してはならないものとします。

3. お客様は、本契約で許諾されている場合を除き、「プログラム」をアプリケーション・サービス・プロバイダー事業に使用することはできません。

第4条(「ソフトウェア」に関する知的所有権)

1. 「ソフトウェア」の著作権は、すべてオプロに帰属し、国際条約および著作権法により保護されています。「ソフトウェア」は本契約に基づきライセンスされるのであって、「ソフトウェア」の著作権が譲渡されるものではありません。
2. 「プログラム」の構造、構成およびコードは、オプロの財産的情報である機密情報に該当します。
3. お客様は、「ソフトウェア」に表示されている著作権表示、商標表示その他の財産権表示を改変または除去してはならないものとします。

第5条(限定保証)

1. オプロは、お客様が購入された「ソフトウェア」の収納媒体の材質または仕上りにおいて不具合があった場合、オプロに対してユーザー登録をされたお客様に限り、お客様の購入日から3か月間、無償にて良品と交換いたします。かかる保証は「本ソフトウェア製品」に関するオプロの、法律上の瑕疵担保責任を含む全ての保証責任に代わるものとします。
2. 「ソフトウェア」は「現状のまま」提供され、オプロは、「ソフトウェア」について何等の保証もいたしません。オプロは「ソフトウェア」にプログラミングの誤りがないこと、「ソフトウェア」の稼働に中断がないこと、「ソフトウェア」の機能または性能がお客様の特定の目的に適合するものであること、および「ソフトウェア」が第三者の権利を侵害するものでないことを含めて、一切、保証するものではありません。またいかなる仕様変更の義務も負いません。

第6条(責任の制限)

オプロは、請求原因の如何を問わず、「ソフトウェア」の使用に関連する(1)特別損害、間接損害および派生損害、(2)逸失利益、事業機会の喪失、データの損壊による損害並びに(3)第三者からの請求に基づくお客様の損害については責任を追わないものとします。また、いかなる場合にも、オプロのお客様に対する損害賠償責任はその損害を生じさせた「ソフトウェア」についてその損害発生時までを支払われた手数料、月額料金及び保守費用を限度とするものとします。

第7条(契約終了)

1. レンタル期間が満了したときは、更新されない限り、本契約は終了します。
2. お客様はいつでも「ソフトウェア」の使用を中止して、本契約を終了させることができます。ただし、既に支払った手数料、月額料金及び保守費用等の返還は請求できません。
3. オプロは、お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、何等の催告を要せずに、本契約を解除し、お客様の違反により生じた損害の賠償を請求することができます。
4. 本契約が終了したときは、お客様は、直ちに「ソフトウェア」の使用(「顧客サービス」における「顧客」の「ソフトウェア」の使用も含みます)を中止し、「ソフトウェア」をインストールした機械から消去し、「本ソフトウェア製品」を販売店又はオプロに返還するものとします。

第8条(その他)

1. 本契約は、「ソフトウェア」の使用許諾に関するオプロとお客様の全ての合意を定めたものとします。
2. 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とします。

以上